岩手県環境保健研究センター動物実験委員会規程

1　目的

この規程は、岩手県環境保健研究センター動物実験等の適正な実施に関する規程第５条第２項に基づき設置する「岩手県環境保健研究センター動物実験委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2　委員会の組織

⑴　委員会は、次に掲げる委員で組織する。

①　動物実験等に関して優れた識見を有する者で、獣医師の資格を有する者を選任する。

②　実験動物に関して優れた識見を有する者で、獣医師の資格を有する者を選任する。

③　その他学識経験を有する者で、副所長（技術）、衛生科学部長及び検査部長を選任する。

④　①及び②に掲げる者については、兼任しても構わない。

⑵　委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

⑶　委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。

⑷　委員長に事故のあるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

⑸　委員は、自己の申請に係る審議には加わることができない。

3　委員の任期

委員の任期は原則１年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　議事

⑴　委員長は委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を総括する。

⑵　委員会は委員の過半数の出席を持って成立し、議事は出席委員の三分の二以上で決する。

⑶　委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

5　規程の改定等

この規程の改定等については、委員会の議を経て所長の承認を得るものとする。

6　雑則

⑴　委員会に関する事務は、保健科学部において処理する。
⑵　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会で定める。

附　則

この規程は、平成 30 年３月１日から施行する。